

令和5年度第1回全体会 議事録

(手嶋)

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回東大阪市自立支援協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方にはご多忙な中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日、司会を担当させていただきます、障害者支援室障害施策推進課の手嶋でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、欠席委員のお知らせをいたします。

西村委員、小林委員、新崎委員から欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、自立支援協議会委員の委嘱状をお渡しさせていただきます。市長から委嘱状の交付を行ないます。委員の皆様のお席を回らせていただきますので、よろしくお願い致します。また、本市職員の任命辞令については、机の上に置かせて頂いておりますので、ご確認ください。

<市長委嘱状交付>

ありがとうございました。

それでは、開会に先立ちまして東大阪市長 野田義和よりご挨拶を申し上げます。

<市長 あいさつ>

皆様おはようございます。市長の野田義和でございます。

令和5年度東大阪市自立支援協議会の開催にあたりましてご挨拶を申し上げます。

日頃より、東大阪市の障害児者福祉施策の推進に多大なるご支援ご協力を賜っておりますことに心より感謝とお礼を申し上げます。また様々な面でご支援いただいておりますことに重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

本市で自立支援協議会が設置をされてから今年で16年が経過を致しました。これから国による制度の改正や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行があり、情報の十分な取得、利用に関わる内容を総合的にするための施策が示され、障害児者を取り巻く環境も年々変化をしてきているところでございます。

昨年相談支援ネットワークの拠点であります市内7か所の委託相談支援センターの対象地区の見直しを致しました。また地域共生社会の実現のための社会福祉法などの一部を改正する法律が施行され、重層的支援体制の整備も始められております。本市においては一連の障害者福祉計画に基づく地域生活支援拠点の整備を進めるにあたり、ますます様々な市内関係機関との連携というものが不可欠であると考えているところでございます。本市自立支援協議会では各機関の代表者がお互いの顔を知り合うところから始まり情報共有や検討を重ね、また課題に応じた部会や分科会などの設置をし活発に議論をしていただいているところでございます。本日委嘱をさせていただいた委員の皆様には本市で生活をしておられる障害児者が地域で自立して生き生きと自分らしく暮らせるよう障害児者福祉施策の充実に向け様々な角度からのご意見を頂戴したいと考えております。今後とも関係者皆様方におかれましては本協議会の趣旨というもののさらなる拡充、また本市の施策の充実そのもののお力添えを賜りますことをお願い申し上げる次第でございます。加えて障害児者支援施策に全般的にそれぞれご意見を頂き、また連携をしながら充実をしていくというところでございますが、市長としてこれからそういった中においても特に2点のことについて特に力を入れていきたいと思っております。1点は医療支援を必要とする障害児者の人達へのいわば医療的支援というものをより充実をさせていきたいと考えております。なんとかここはこのレピラも当然そうでありますけれども、本市の医療センターも500床を超えるいわゆる大病院という位置づけでございます。なかなかあの専門医の方の動きも非常に厳しいところはございますけれども、医学部を有する大学との連携そういったことも医療センターを中心にしながら、当然このレピラも医療的いわば支援を行う所、この機能も連携しながらですね、医療的支援を必要とされる障害児者の皆さんが東大阪市で、いわば安らかに安心して生活が出来るように関係者との連携を行いながら進めたいと考えているところでございます。

もう一点は障害児者の人達の雇用の問題で、この自立支援協議会でも障害者の方々に對する雇用を積極的に行っていただいている経営者、企業の方がいらっしゃることでございますけれども、岡山県の総社市といって人口7万人の市でございますけれども、総社市の片岡さんという市長の彼と大変親しい関係でございまして、片岡市長から色々なことを教えていただく間柄でございますけれども、総社市で障害者雇用1000人という目標を掲げてから約1500人の雇用というものに繋がったというところでございます。私もいつも片岡市長から話を聞くばかりでありますけれども、機会を作りまた本市の担当者も含めて総社

市へ出向いて実際どういう形、街ぐるみで取り組んでいるのかというそういったところも含めながらですね、学びながら人口 7 万人が街が 1500 人までいっているわけで、約 7 倍の人口を有している街でございますので、しっかり目標も定めながらですね、障害を持つ人達もやはり就労、雇用という形をですね大々的な社会活動が出来るようにこれから充実をしていくと。市長としては皆様とご相談することとさらに加えてですね、特にこの二点については今後取り組んでいきたいと考えているところでございます。そういった面におきましても皆様方からの様々なご意見やご提案そういったこともお願いを申し上げる次第でございます。改めまして大変お世話になりますけれども。またコロナ感染症も少し落ち着いたかなと安心しておりましたけれども、第 9 波ということもございますけれども、感染症の分類も第 2 類から 5 類へ位置付けになったというその辺我々もしっかり国とも連携しながらですね、そういった対策をしながら行っていきたいと思っております。皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(手嶋)

なお、市長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

<市長 退席>

(手嶋)

次に、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議の次第と委員名簿、配席図、それと自立支援協議会全体会資料集になります。不足等ございましたら挙手にてお知らせください。

続きまして、恐れ入りますが各委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。マイクを回しますので所属とお名前を順番にお願い致します。

(手嶋)

ありがとうございました。事務局の紹介につきましては、お配りしております配席表に所属と氏名を載せておりますので省略させていただきます。

それでは次第にそって 2 番から進めさせていただきます。東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づき、協議会の会長

は委員の互選により定めることになっておりますが、選出の方法について、どのようにいたしましょうか。

(「事務局一任」の声)

(手嶋)

事務局一任というご発声を頂きましたが、そのような形で進めさせて頂いてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(手嶋)

ありがとうございます。それでは、事務局としまして実は本日急な体調不良によりましてご欠席をされておられるんですけども、大阪教育大学非常勤講師であり、ふくしと教育の実践研究所 SOLA 代表でおられます新崎委員に引き続き会長をお願いいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

(手嶋)

ありがとうございます。予め会長の就任につきましては内諾を頂いております。それでは続きまして、副会長の選出になりますが、こちらも新崎会長の方に事前にご相談させていただきまして、前回から引き続きまして副市長の立花委員、東大阪市社会福祉事業団常務理事の田村委員のお二人をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(手嶋)

ありがとうございます。それでは副会長の選任につきまして、ご承認いただけましたので、

立花・田村副会長におかれましては、前の席へ移動をお願い致します。

それでは、ここから議事に入っていきますが、先程お伝えしました通り、新崎会長が欠席をされておりますので、事前にご相談をさせていただいていましたけれども、田村副会長に議事進行をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(田村副会長)

急に今日会長来られると思ったので、事業団の田村でございます。今年、今回も副会長の任命を授かりましたので、進めさせていただきたいと思っております。

前回の自立支援協議会の全体会に参加された方はよくお分かりだと思いますけれども、やはり自立支援協議会というのは今ある社会資源をもって東大阪市で何が出来るのかなという誰もが生きづらさを感じない街にどういう風にしていくのかなということを今ある社会資源を最大に活用するためにはどうしたらいいのかな。それを皆さんで知恵を出し合う場と思っておりますので、是非限られた時間ではございますけれども、是非参加されている方の積極的なご意見、またこれもご案内の通り、私の性格上発言がない場合はこちらから指名させていただいて、ご意見を賜りたいと思っておりますのでどうぞ宜しくお願い致します。そしてですね、今日は次第の八番であります地域移行について、やはり視覚的に訴えた方が分かりやすいだろうということで、パンジーメディアさんのご協力を経て今日は DVD の映像、地域移行について流したいと思っております。その時間を取りたいので、今日前半委嘱状のこともありましたので、時間が押しているんですけどだいたい地域移行までを一時間ぐらいで進めていきたいなと思っておりますので、ご協力のほど宜しくお願い致します。

それでは次第の3番ですね、運営規約の一部改定について事務局からの説明をお願いします。

(手嶋)

はい、障害施策推進課の手嶋です。あの資料集の方ですね 1 ページから自立支援協議会の運営規約の方載せさせていただいております。今回改定を致しますのは 3 ページになります。別表の 1 番協議会の構成機関についてのところで、この機関のところですね、上から 8 つ目のところに当事者中心の会代表というものを追加したいと考えております。資料の 5 ページ少しご覧ください。

協議会の組織図の方を載せさせて頂いております。

自立支援協議会といいますのは、障害児者が普通に暮らせる地域づくりということですね、当事者のニーズの把握を行いまして、地域に共通する課題について解決策を検討する場となっております。これまでですね当事者の視点であったりだとか意見を直接集めたり、協議会に届けるという役割をこの当事者中心の会がもっと果たしてきておりますことから、当事者中心の会の代表につきましてですねこの全体会の委員として参加をいただくことで、より当事者の意見等が反映されることが望ましいと考えております。代表をばあとなあ地村さんが務めて頂いておりますので、今回から既にお席についておられますけれども、代表委員として出席をお願いしたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

(田村副会長)

はい、ありがとうございます。この件について何かご質問等々ございますか。よろしいですか。スピーディーな進め方ということで、この件は承認ということで進めさせていただきます。

(小山)

初めに資料はございませんが、口頭で計画等について簡単にお話しさせていただきます。

本市では、令和2年度に、障害者施策全般の基本的な方向と行動目標を示した総合的な計画である「第4次障害者プラン」と、その下位計画となります「第6期障害福祉計画」および「第2期障害児福祉計画」を策定致しました。「第4次障害者プラン」は令和11年度までを計画期間としていますが、「第6期障害福祉計画」および「第2期障害児福祉計画」については、令和5年度が最終年度となります。そのため、次期計画として令和6年度以降の3年間を計画期間とする「第7期障害福祉計画」および「第3期障害児福祉計画」を今年度策定させていただくこととなり、令和5年5月31日に第1回目の会議を行いました。なお、両計画は、障害福祉サービスや地域生活支援事業、また相談支援などについて、そのサービス量の見込み値や実績値を具体的に算出し、障害のある方の生活に必要な障害福祉サービス等の提供確保のための取り組み等について策定する計画となります。

第1回目の会議内容を要約し報告させていただきます。計画策定スケジュールについてご報告いたします。計画策定にあたり先立ち7月中にニーズ調査のアンケートを実施致します。8月から9月に直近の障害福祉サービス利用実績や7月のアンケートのニーズ等を踏ま

え見込み量案を作成します。そして、9～10月に第2回目の会議を行い、頂いたご意見の元11月にパブリックコメントを実施。それらを踏まえ、12月に第3回目の会議を行います。可能な限り頂いたご意見等を反映し、2月に最終骨子案を作成し、第4回目の会議を行い、社会福祉審議会へ報告等を行う予定となっています。

次に(ニーズ調査のアンケート項目について)ご報告いたします。5月31日の第1回目の会議後、アンケート項目に関し追加の修正等ご意見を頂き、可能な限り反映させました。議長の了承の元、現在印刷中です。7月14日金曜日に送付予定です。提出期限は、8月7日月曜日までとし、回答期間としては約3週間ご用意しています。アンケートは前回同様、主に障害者手帳をお持ちか医療や福祉サービスを利用されている18歳以上の方3400人と18歳未満の方600人の計4千名を無作為に抽出致します。

そのほかに全事業所向けのアンケートも行います。今回は紙でのご回答方法以外にWEBでの回答も可能とし、回収率の向上に努めています。また、事業所向けのアンケートは、7月18日月曜日に送付予定で期限は、8月10日金曜日までとする予定です。なお、事業所アンケートについては、すべてWEB上で回答頂く方式としています。

第1回の計画策定会議後の追加情報をお話します。6月28日に大阪府から今回の計画策定にあたり、説明会が行われました。資料6ページから15ページに大阪府から頂いた資料をご用意させて頂きました。一部その報告をさせていただきます。

国の方針を基に大阪府は次の通りの考え方を提示されました。主なものについて抜粋し、ご報告致します。大阪府の考え方は、地域移行と就労に力点を置かれた内容に思います。

まずは6ページの資料をご覧ください。

1、福祉施設の入所者の地域移行に関して、国の令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する指針を踏まえ、「自立訓練を除く地域移行率の3.8%に国基準と同様に計画期間中の体制整備として、大阪府障がい者自立支援協議会から提言を踏まえた取組みを加味し、2.2%を上乗せして6%以上と設定。」ポイントは、大阪府はこれまで地域移行に関し、入所期間が有限の自立訓練とそれ以外の施設を考慮しておりませんでした。今回、自立訓練を除く移行率を目標とされました。また、入所者数においては、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減すると国はしていますが、障害者支援施設が集中支援機能、緊急避難時生活支援機能にない障害者やその後の家族等の地域生活の継続の為の役割をはた

していくことを踏まえるといった期限等の施設利用も含め、一定の施設入所サービスの利用が見込まれるとし、国基準と異なる「令和8年度末までに4年度末時点の施設入所者数から1.7%以上削減する」ことを大阪府は目標に掲げられました。

2、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して、資料7ページに移ります。国の令和8年度における精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする方針は、同じとし、「令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数を65歳以上、未満の設定を行う点については、大阪府では年齢に関係なく取組を進めていることから設定までは求めないとし、別途、コロナ渦減少数は鈍化していることから1年以上の長期入院者数に着目し、令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人として目標値を設定としました。

少し飛びます。資料9ページをご覧ください。

4 福祉施設から一般就労への移行等 についてです。

本件については国より高い目標を設定されました。令和8年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とすることを大阪府の目標として設定。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上事業所を国は5割としておりますが、大阪府は6割とされました。

また、飛びます。資料12ページになります。

7サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築に関して、国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府はより具体的に令和8年度末までに、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させる目標を設定。

- ・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導において注意喚起を行う
- ・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見、防止策を検討。
- ・指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導

監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策を協議とされました。

大阪府からの資料からは以上です。他に、計画策定にあたり、市へ7～9月の間に大阪府から7種のデータ提供が頂けるようです。これらを基にPDCA作成に進んでまいります。その他に大阪府からの計画作成スケジュールにおいて、お話がありました。

7月に本市は障害福祉計画等に関する令和4年度PDCAシート提出する必要があります。次に9月に大阪府は、府内全市町村に個別ヒアリングを実施します。オンラインで90分程度の予定。その後、10月に本市は、利用見込みの算出し、提出。そのうえで大阪府も12～1月にパブリックコメントを実施予定。そして、11月下旬から12月法廷協議前の調整が予定され、2月下旬から3月法定協議となる予定です。なお、あくまで予定ですので、状況等により変更する場合がございますのでご注意ください。

最後に、「計画の作成に関し、地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とするが、その場合においても、三年を一期とした成果目標及び活動指標を設定し、大阪府に対し報告を行うこととする。」というお話がありました。現時点での報告は以上となります。

(田村副会長)

ありがとうございます。一気に言われてなかなか分かりにくいかなと思います。おそらく去年の、ジュネーブで障害者の権利条約を日本が批准して、それから8年経って日本はどうなっているんだというのが、国連の人権委員会で調査されて審査された上での総括所見が出ています。そこは皆さんのご案内のように、ネットでもすぐ出ますけど、もうとんでもないと、日本の障害者に対する支援の仕方といいますか。それも含めて今、国は強化する、あるいは大阪府も強化しているという流れなんですけど。今の話で、例えばですけど絶対なかなか難しいと思うんですけど、就労移行支援事業所で、一般就労につながっていくパーセントを上げるとどうなるかという、しんどいですよね、その就労移行支援事業所の維持が。というような現実もあるということです。冒頭私が言いましたのは、やはり東大阪市で東大阪市の障害福祉計画を作るのであれば、その計画をだれが見ても、これは東大阪市の風土というか、香りがするよねというような計画にしたいなと。そしたらやっぱりそこには、皆さん方の知恵を、あるいは現場の実態ですよね、を反映した計画にしなければならないのかな、と考えています。この協議会からもですね、数名の方が計画策定に、私もですが

出ています。何か、策定委員で出ている方から何かありますか？ 今の思い、なかなか難しいですかね。坂本ヒロ子さんは、どうですかね？ 短めでいいですよ、感想でも。

(坂本委員)

私がすごく気になるのは、地域移行だと思うんですね。精神障害者そして普通の障害のある人の入所からあるいは病院からの地域への移行が東大阪ではどのように進んでいくのかな、というのは、東大阪ではそういう方は多いと聞いていますので、どのように進めていくのかということは私にとって今気になることです。

(田村副会長)

ありがとうございます。地域移行については、冒頭言いました後半の DVD 等々で見えてもらいながらですね、地域で重度の障害者の方がともに生活していくためには、どういう準備があって、どういうことをしていかなあかんのかということが割と見えてくるし、難しいなと思っている方が多くおられると思いますが、そのとっかかりをどういうふうに作っていくかというのがこの自立支援協議会で知恵の出し方かなあと言う風に思います。他には計画等についてはよろしいですか？

是非ね、これからアンケート用紙を各団体、個人に行くわけですよ、各団体の皆さん方から是非ですね、届いたら自分たちの今抱えている悩みとか問題をはっきり書きましょうということで、このアンケートの回答率を上げていきたいと思っていますから、関係団体・関係者の方々にこれからこのアンケートが来るよ、このアンケートによってこれからの東大阪のサービスがどんなふうになっていくのかが分かって来るんだよということで、ご協力の方よろしくをお願いします。

続いて事務局の方から、発達障害相談支援事業についてお願いします。

(小山)

市内の発達障害に関する委託相談に関してご報告いたします。市では、発達障害相談支援事業を NPO 法人発達障害サポートセンターピュアに事業委託をし、発達障害者等の福祉に関する諸般の問題につき、要援護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援、社会資源を活用するための支援などを行って頂いております。

そのため、発達障害の相談支援については、「発達障害相談支援センターピュア」が一

手に担って頂いておりました。昨今、発達障害児者に関わる対応件数が増加し、今後は、市内 7 か所の委託相談をはじめ、各事業所においても、対応頂けるよう市内の各地域において専門知識を持った人材や受け皿となる事業所を増やしていく必要があります。

この点から「発達障害相談支援センターピュア」への業務委託内容を見直し、変更致しました。P16 の資料の図をご覧ください。今まで当事者への直接支援 からこれからは、事業所、支援機関への後方支援に回って頂き、情報提供や連絡調整を行って頂きます。また、今後各種施設の従事者等が発達障害者等の支援に必要な知識や技術を学ぶための講習等を行って頂きます。

なお、移行に関して補足説明致しますが、既に個別支援を行っている児(者)への支援は、ご本人やご家族からの直接相談には、ケースの状況をみつつ、対応できなくなる旨を伝達されています。夏ごろには全対象者へ完了する見込みです。また、その際には、必要に応じて主たる支援先をご案内していただきます。加えて今後も、個別ケースのカンファレンスには、要望に応じ可能な限り主たる事業所とともに参加してもらえることとなっています。人材育成等を趣旨とした研修については、具体には、資料 P17 のチラシをご覧ください。年5回を予定です。初回は、8 月 9 日(水)疑似体験を通し、「発達障害の方の見え方、聞こえ方、感じ方とは？」となっています。いずれも市民多目的センター大会議室を予定されています。以上になります。

(田村副会長)

はい、ありがとうございます。この件について何かご質問ご意見等はございますでしょうか？改めて確認ですが、発達障害の相談に対するすそ野を広げていく、そのためには市としては広がったそのすそ野に対してのスーパーバイズ的な機能やコンサルテーションについてピュアさんをお願いしていくんだとういことを市の方針として決めてお願いしたということでしょうか？

(手嶋)はい、そのとおりです。

(田村副会長)改めて、そういう整理をさせていただきました。この件についてはこれで終わらせてもらいます。そうしましたら、次第の 5 番、運営委員会についてよろしくお願ひします。事務局長お願ひします。

(児玉)

運営委員会事務局長の基幹相談支援センターの児玉です。運営委員会の報告をさせ

ていただきます。

今年度の第1回運営委員会は、5月25日に開催させていただきました。年間5回を予定しております。事務局会議につきましては、委託相談支援センターから3名の方と障害者支援室施策推進課と基幹相談支援センターで構成されており、これは毎月開催しております。

今年度の取り組み計画としては、「地域生活移行プロジェクト」の継続。専門会議につきましては、①は前回の全体会議で報告させていただいたとおり、積み残し課題はあるものの、終了しております。プロジェクトと、専門会議②・③・④につきましては、このあとの報告をお聞きください。

終了する専門会議が出てきましたので、積み残し課題の扱いや、専門会議で作成された書式などが、その後地域で利用されているかどうかなどの進捗確認も運営委員会できちんと実施していかなければならないと考えております。また、事務局会議では地域の声をききながら、専門会議⑤のことも考え始めました。全体会や運営委員のみなさまにも地域課題の抽出にお力いただけたらと思います。

簡単ではございますが、運営委員会の報告を終わります。

(田村副会長)はい、ありがとうございます。詳しい専門会議や地域移行のプロジェクトについては後でやりますから、それ以外での全体としての運営委員会の活動について何かご質問ご意見等ございますでしょうか？ 要は専門会議というのは、地域課題が出てくる、専門会議で検討していく、それは検討が終わるんだけど、その中身についてはさらに検証していく、いわゆる PDCA を繰り返し繰り返しやっていくところが、運営委員会でやっていく。その中から新しい課題が見い出されたら、また専門会議をやっていくんだという、ご理解でよろしいかなと思います。ご協力よろしくお願いします。

(田村副会長)

障害者支援室からの案件はいいでしょうか、地域生活等の支援拠点は、今回の緊急短期入所とか体験居室の報酬単価を上げましたでしょう。それを全体会で報告してないので、良いことなので、こういうふうに変えたと前向きなことを言っておいたほうがいいのではないのでしょうか？

(手嶋)

はい、ありがとうございます。地域生活支援拠点事業は、重度の障害があっても地域で安心して暮らせるようにということでのいろいろな取り組みをしているところです。その中で、特に緊急短期入所事業、これは養護者さんに急な病気や入院をされる状況になったときに、その方がショートステイの支給決定をお持ちでない場合であったり、使える事業所がどうしても見つからない場合に、緊急避難的にショートステイを普段は実施していない事業所であっても一時的にお預かりをしていただくという事業を令和 2 年度から実施しております。この点について少し使い勝手といいますか補助単価について事業所の方からいろんなご意見をいただいておりますので今年度からかなり大幅に補助単価の見直しができました。このことをきっかけに登録事業所が増えるように呼びかけを行っていきたいと考えております。また、あわせて地域生活を体験するための体験居室事業というものもございます。こちらも緊急短期入所事業と合わせた形で補助単価の見直しを行いました。地域生活支援拠点、東大阪では面的整備ということで地域のいろいろな事業所の方のお力を借りながら市内全域で取り組んでいく方針を決めております。それに向けての事業所の方への協力の呼びかけを一層進めていきたいと考えております。以上です。

(田村副会長)

はい、ありがとうございます。地域生活等の支援拠点というのは、親亡き後の支援をどうしていくのかということが生まれてきています。つまり突然起こってくるわけです。親御さんが急に入院されるとか急に起こってくる。そういうときにどこか短期入所がないのか。それぞれの法人さんはローテーション的に入りますから、いつも空きがない。当然、どうしていくんだというところから緊急短期入所が生まれてきました。しかしながら、緊急短期入所をやったところで単価が低かったらおなじようにそこには職員が付くわけですよ、そうするとなかなか受けてくれる事業所さんが少ない中で、今回の東大阪市さんは非常に前向きに検討されて、単価を上げられて使いやすくなってきているかなと思います。また、体験居室事業の方は、地域移行の時に入所施設からグループホームに来られるんですけど、これは報酬単価が制度的にあるんですが、それ以外のところから来られた時にお金が出ないんです。それを、受け入れる時にその居室で市がお金を払うことによって、地域移行がスムーズに行く、あるいは居宅から地域に出ていく時にも使えるのではないかとことです。この 2 つの制度は非常に東大阪市が前向きに、正にこの自立支援協議会の中で皆さんの

知恵を出し合って前進してきている課題と思いますので、ご報告させていただいたところ
でございます。それでは、次第の6番に行きます。まずは、委託相談支援センター連絡会か
ら比名さんですかね、お願いします。

(比名委員)

委託相談支援センター連絡会 会長のひびきの比名です。

昨年度、委託相談のプロポーザルがおこなわれました。4月から新たに中学校区割りでの
相談体制がスタートしています。地区割り変更等による引継ぎで大きな混乱は今のところ
報告を受けていません。

今年度新たに加わった法人もあるので、今年度、連絡会ではケース検討も開催し、ケー
ス対応や委託相談の役割について共通認識を再確認するような機会を作りたいなという
ふうに思っています、

また毎月の実績記録も昨年度よりもより詳しい物を今、取り組んでおりまして、相談の現
状も数値的に明らかにできたらいいなというふうに話し合っています。

委託相談の地区担当制が始まって今年度で6年目になるんですけども、精神障害を
持つ方の相談の割合ってというのは非常に高いです。高いまま推移しています。

虐待対応などの危機介入が必要なケースも精神疾患を伴っていることが多いですし、発
達や知的等重複するケースも多いなと実感しています。

精神保健に特化した法人が今年度から委託相談からいなくなりましたので、他の精神保
健分野との連携というものが日常的に求められているなというふうに思っているところです。

以上です。

(田村副会長)はい、有難うございます。

委託相談からの報告について何かご質問等ございますでしょうか？

今の比名会長からの報告で、心配事というか困り事としてね、今まで委託相談支援セン
ター連絡会の中に精神の分野を受け持つ委託相談の方が入っておられたので、その辺
はこう連携を取りやすかったのかなと。いつも後でできます例えば、福祉と教育の連携と
か福祉と医療の連携とか色々ありますけれども、例えばその精神保健分野でどうしてもそ
の健康部さんと福祉分野との連携とか、精神保健分野で何か逆に困り事とか、今考えて
いる事とかありましたら、何かご発言いただきたいのですが、ないですか？

要は委託相談の障害福祉サイドからはそういう相談が色々あって、今までは委託相談で精神保健を関わっているところが関わる場所があったので、逆に行政サイドから何かありましたら有難いのですが、まさにそこは知恵の出し合いなんですよ。

保健センターには相談員さんがいてはりますよね。僕も卒業して何年も経つので、実態がわからないんですけども。

(健康づくり課今中課長)

健康づくり課の今中と申します。

今言ってくださいましたように保健センター、3保健センターございまして、そちらには精神保健福祉相談員がおりますので、ご相談いただければとにも連携して考えていきたいというふうには考えております。

これまでも一定ご相談いただいていたのではないかなと思いますので、その延長といえますか、そういうふうには考えております。

(田村副会長)

有難うございます。今後さらに連携を密にさせていただいて、そのへんがスムーズな支援ができますようによろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

(坂本委員)

とっても気になったんですけど、この会議に精神障害の代表の方がいらっしやらない。そうになると、やはり、情報が伝わらないというか、どんなことが行われているか、どんな課題があるのか、同じ地域で過ごしているのに、困るなっていうふうに、それでいいのかなと思ったりするんですけども。公募の中でも、言っているのかわかりませんが、公募されませんか、応募されませんかとか声掛けがあったりしてもいいのかなと。でないと、私たちは知らないし、わからないし、取り残すわけにはいかないわけですから、一緒に社会で生きているわけですので。というのはすごく、この名簿を見た時から気になっていました。

(田村副会長)

はい、これはすっかり事務局の方にまた、検討をお願いしておきます。私が個人で考えても仕方がない。そういうご意見があったということですね。

おそらく国の方も今悩んでいるのは、総合支援法なってから何年ですか、総合支援法が2013年からですかね、ずっときているわけでしょう。その前に自立支援法があって、あるいは支援費があって、ずっときているわけですけど、サービスは拡充してきているのだけど、それに対する質が伴ってきていない。ましてや、そのアセスメントがなかなかできていないのではないかなというのが、今ようやく国の方もそこにきていますよね。

そのアセスメント力とか、その人にどんな支援がいるのなのとかは、本当に現場のことを良く知っている皆さん方の中で、まさに共同しながら、今、坂本ヒロ子さんがおっしゃったように、その中でも餅は餅屋がありますので、その餅は餅屋の中で協働しながらやっていくというのが、今まさに問われているんだろうなと言う風に思いますんで、是非今のご意見を参考にしながら、事務局でも検討していただきたいなと思います。この件はよろしいでしょうか？そうしましたら続きましてケア連絡会の報告を宜しくお願い致します。

(高島)

ケア連絡会について委託相談支援センタールーチェ八尾氏に代わり基幹相談支援センター高島より報告させていただきます。

お手元の資料 20 ページをご覧ください。ケア連絡会の参加機関の部分に訂正がございます。配布資料には委託相談支援センターよりそのの丘・あいん・ぱあとなあ・わくわく・つむぎ・マーレ・ひびきと記載されていますが、こちらは昨年度の委託相談支援センターであり、今年度はあいん・マーレからルーチェ・アーバンサポート新喜多に変更となっておりますので訂正お願いいたします。

ケア連絡会の参加機関は基幹相談支援センター・各委託相談支援センター・委託発達障害相談支援センターピュア・障害児通所支援施設連絡会児童相談支援部会、施策推進課、障害児サービス課、健康づくり課で2か月に1回年6回開催予定です。

ケア連絡会では各地域で開催されている会議の報告を共有し整理を行い、相談支援ネットワークの企画・運営を行います。

ケア連絡会西中東地域別会議は地域担当の委託相談支援センターが企画・運営を担います。参加者は地域の指定特定相談支援、地域包括支援センター・CSW・福祉事務所等です。各地域で毎月または2か月に1回程度の頻度で開催します。

西・中・東合同地域別会議を各地域の持ち回りで年に3回開催し昨年度は各地域の関係機関が40名以上参加されました。

地域特性を生かした会議の開催と地域ネットワークの構築を目標としております。

ケア連絡会相談支援ネットワークについては行政以外のケア連絡会参加メンバーと指定特定相談支援事業所 68 か所、他市の相談支援事業所、就業生活支援センターを対象とし年 3 回開催予定です。今年度は 6 月 14 日に第 1 回目を開催し、39 事業所 48 名が参加されました。

相談支援専門員としてのスキルアップ情報共有・つながりを軸にした相談支援ネットワークの構築と地域課題の抽出を目標とし取り組みます。

相談支援ネットワークに関して参加事業所の拡大と相談支援専門員が抱える複合多問題へのサポート、障害特性に応じた適切な支援のあり方が課題と捉えております。

(田村副会長)

有難うございます。このケア連絡会と相談支援ネットワークというのが、今の東大阪の自立支援協議会で出てくる地域課題の本元の、普段相談にのってくれてはるわけですから、そこから出てくる課題というのは大きいなと。ここの報告の中でお聞きしたいことはないですか？相談支援のみで抱えきれない複合的な問題というのは、どうなんですかね。今日的な課題なんでしょうね。このあたりについて、宮野委員、宜しくお願いします。

(宮野委員)

こういう地域での方が、縦割りではなくいろんな複合的な問題、障害の息子さんと高齢の認知症の親御さんであるとか、また生活困窮であるとか、子どもさんの問題であるとか、そういう縦割りの行政の垣根をとって、支援を必要とされている方を中心に考えて支援を横ぐしを刺して行っていくことが必要だなということはもちろん。もともと大阪府は CSW の活動が活発で、そういったことを先駆的にとらえて本市もやってたと思うんですけども、さらに国の方もやっとなづきまして令和 4 年度から重層的支援体制整備事業というのをやっております。そこでは伴走的支援ということで、単発じゃなくてずっと継続的に関わっていく、関わるのも垣根を越えて関わっていく仕組みがひとつできましたので、まだ始まって 1 年ちょっとで、皆さんにご報告する機会もなく、どんなふうにいるのかなと思われていたりもするかと思うんですけども、これからはそういったご報告もさせていただきながら、さらに充実したものにしてきたいと思っております。

(田村副会長)

有難うございます。CSW。坂東委員、重層的支援について社協さんとしては？

(坂東委員)

今、宮野委員がお話いただきました重層的支援体制整備事業、社協もCSWとして3名配置させていただいております。1年ちょっと経過した中で、必要性はもちろん重要なポストという形の中で、複合多問題という中では、本当に様々な課題というか問題がある。初めは田村委員がおっしゃった、地域にある社会資源、これは皆様方、専門職の方々のお知恵をいただきながら、そういった方を中心に支えていく仕組みというもの。大阪府では先駆的にCSWを始めて行って、全国的にも非常に活発に動いて行って、素地はある程度あるかと思っておりますので、そのあたり十分に機能を発揮できるように、今後、市と協働しながら進めていきたいと思っております。

(田村副会長)

有難うございました。神戸市西区の事件の悲惨な事件が、おそらく重層的ですよ。お母さんがおって孫がおって、これから明らかになると思いますけれど、これが、一つのいいきっかけになればいいなと思います。次の当事者中心の会、地村さんお願いします。

(地村委員)

すみません。当事者中心の会の代表をしています地村です。資料P21になります。

参加機関は前年度に引き続きでやっております。今年度ですけれども大体毎月のように開催してますけれども、年間10回くらいの開催予定で、大きく5つくらいのことをやれたらなという話しをしています。

ひとつは、障害者差別解消法が施行された後に、東大阪市内でも障害者の差別であるとか、障害の理解を進めていくためにという取り組みを進めていくために車座ワークショップというものを毎年開催しております、今年は2回やろうと思っております。もう一つは、先程もお話がありましたが、今年度は障害計画策定していく年となっておりますので、当事者中心の会のメンバーの中でも第7期の計画、第3期の児童の計画について意見をまとめて提案していきたいと思っております。次に、障害者が働くことへの取り組みとしまして、ひとつは今年度から新しく東大阪市が始まります重度障害者就労支援事業の動向についてみ

ていきたいということや、令和3年度よりスタートしております、東大阪市のスクラムオフィスという知的障害者や精神障害者の方が就労されているような取り組みのこととか、今年度、新たに始まる就労の専門会議への参加なんかを考えています。あとは防災の取り組みのところで、災害時個別避難計画作成事業や避難所の運営マニュアルや、避難所のバリアフリー調査などできる限り動いていきたいと思っております。最後5つ目に、バリアフリーにしていくための取組と致しまして昨年、ドリーム21のプラネタリウム的大幅に改修工事が行われました。その改修工事前にも中心の会のメンバーで見学にいかせていただいて、色々と改修にむけての意見をさせていただきまして、この4月にリニューアルオープンしました。また、どんなプラネタリウムになったのかというところをみんなで見学に行こうと言う話しをしています。あとは、市内の中心の会のメンバーだけではなくて、市内の当事者交流のような企画ができればと考えております。

今年度は、8月31日にまず1回目の車座ワークショップをやるんですけども、1回目のテーマは今年9月にたまたま東大阪市の選挙がある年ですので、権利条約の中にも障害者の選挙とか、政治への参加という部分がありまして、これまでも投票所のバリアフリーとか物理的な部分っていうのは一定解消されてきているということは、全国の自治体で取り組まれてきてますけれども、あとは、知的障害の方とか投票における合理的配慮という部分も、どのように東大阪市では取り組まれているのかを学んでいく企画を考えております。次に防災の取り組みについては、先程も言いましたけれども、避難所運営マニュアルを検証していくようなことや災害時個別避難計画作成事業というのが、どのように進捗していくのかということと一緒に考えていきたいと思っています。地域の防災訓練の部分とか、避難所のバリアフリーチェックなども、中心の会のメンバーが手分けしながらですね、地域住民の事業所や行政の方々とも意見交換しながら、いざ災害が起こった時に僕らが安全安心に避難生活が送れるようにというようなことを考えていきたいと思っています。

最後に、障害者が働く取り組みの中で、今年度より重度障害者の就労支援事業というのが認定給付課さんから新しい事業としてスタートします。これは、重度訪問介護を使っているような重度の障害者の方が、実際に働きたいという気持ちがあってもですね、なかなか自力で通勤するとか、職場で必要な介助を受けることができなければ、就労というものに繋がってきいていなかったんですけども、そういったところのサポートをその方専属の介助者がついて就労に繋いでいけるというような、野田市長も障害者就労の部分に力をいれていきたいというお言葉いただきましたけれども、そういったものにも活用してい

けるのではと思いますので、そういったものの運用を一緒に考えていければと思っています。

令和3年度からより、本庁で市の方でスクラムオフィスという事業が始まりまして、知的障害者や精神障害者の方が今、数名働いておられます。ただこれはですね、会計年度の職員さんということになっていまして、原則3年が経過すると一般就労へ移行していくというような事業になっていまして、今年度がその3年目を迎えることとなります。なので、来年に向けて令和3年から働かれている方々がどのように一般就労していかれるかこれも気になる場所ですので、一緒に考えていきたいなと思います。以上です。

(田村副会長)

車座ワークショップは、タイムリーな課題を取り上げて、当事者の困り事を集約できるのかなと思うんですけども。山田さん、これについてどうですかね。妹尾さんも。

(山田委員)

山田です。車座に関しては、確かにすごく新鮮で、まったく今まできいたことのないようなことが出てくるんで、参加されたことのない方は参加してほしいと思います。僕も中心の会に入らせてもらっているんですけども、防災に関しても今までこういう中心の会とかで関わってくるのがなければ、きっと避難所も全然見ることもなかったやろうし。車いすで行ったところでほぼほぼバリアフリーじゃないというので、しんどくなるんやろうというのが現状やと思っているので、そこらへんが改善できればと思っています。

最後に出ていた重度障害者の就労については、僕も重度障害というのがあって、市長が言っていた通り、もっともっと東大阪がそれに取り組んでもらって就労が進んでいって、田村さんが言っていたように東大阪市の色となればいいなと思います。

(田村副会長)妹尾さん、感想でいいです。

(妹尾委員)

中心の会で前に、スクラムオフィスを見学に行ってきました。障害者をもつ仲間が市役所で働くことはいいと思います。毎日一緒に働けるオフィスになってほしいです。以上です。

(田村副会長)

有難うございます。本当に皆がインクルーシブされてみんなが同じように働けたらいいなというふうに思います。それがまた、他の人の元気になっていくと思います。今のところまではよろしいでしょうか次は次第の7番、専門会議について報告をお願いします。ひとつ目は福祉と教育の連携について中西委員、お願いします。

(中西委員)

はい。宜しくお願いします。福祉と教育の連携についてです。いつもこの話に、子どもの話になると基本的に福祉と教育の連携になってくるんですね。子どもというものが色々な機関に関わっていきということがあるので、その連携をどうしていくかという話しになるんですけど。玉川支援の坂田校長先生と久しぶりにお会いしまして、難しいですよと話をしていたんですけども。坂田校長先生とは、医療的ケアのことで去年まで教育委員会で色々やってたんですけど、その時でも感じる事なんですけど、結局何の話かといいますと、他職種連携の話になると思うんです。僕は福祉始めて20年になるんですけど、この20年間で福祉の制度はどんどんよくなってきてるんですけど、じゃあ子供たちの置かれている生活がよくなっているかといったら、支援は行き届くようになったかもしれないけど、じゃあその思った通りいけるようになっていくかというところ、ちょっと難しいなというところがあって、それは何でかという専門機関が専門性をどんどん高めていくんですけどそこが連携することが非常に難しい。教育は教育、福祉は福祉と別れてしまっているんで、その間に挟まってしまうと、誰も支援できないって状況になるので、そういうものをなくしませんかと。教育でも専門的に関わっている、福祉でも専門的に関わっている、そしたらその二つの機関が手をつなげばすごくいい支援ができるんじゃないか、ただその話をここに書いていただけであります。みんなで話し合った結果作ったものは、連絡するための様式であるとか、どうということをする、目標をどこに設定するのかをというのをみんなで決めたというふうな話し合いです。この話でやりたかったのは、成果物の用紙を作りたかったわけではなくて、ちゃんと学校の先生に「福祉の在り方はこうですよ」と説明するチャンスをもったりとか、先生たちが福祉のことについて勉強してもらおうとか、知ってもらおうとか、お互いの行き来ができるようにするために、この教育と福祉の連携というのをやりましたので、それが一旦、先日、障害児サービス課の石橋課長が校長先生とか、管理者の方々たちに説明にいらして、「こういうこと始めようと思っておりますので、福祉と教育と連携させてください」とい

うことでお話して、一旦終了という形になりました。これが、専門会議2です。終わってから半年くらい経ってしまったんですけども、一番大事なことを最後に言っときます。これからもずっと教育の現場にですね、福祉こういうことしてますので、一緒に頑張ってくださいと言いつつ、言い続けることが大事やと思いますので、是非その機会をですね、協議会を中心として、引っ張っていただけたらいいなと思います。教育が引っ張っていくとどうかなということにもなりますし、福祉が引っ張っていてもどうかなとなりますので、ここは他職種連携の最たるものだと思いますので、是非一緒にさせていただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。以上です。

(田村副会長)

有難うございます。私も最近、中西委員とは他職種連携って、あるいは「連携」ってなんやねんという話をよくしてますよね。なかなかいざ連携するとなると、お互いなんかこう袈裟とか鎧を着てとか。普段からいかにコミュニケーションをとっていくかということやと思うんですよね。普段、仲良く話してたら、ちょっとしたことで連携できるやろうし。そこには障害児、障害者に対して、どういうふうにしていくのかなど。よく当事者性とかいいますよね、そういうことを含めてできたらいいなと思うんですけど。今の話を聞いて、永吉委員、是非ですね、教育委員会としてコミュニケーションが上手くいくようにということで、ご発言お願いできますか？

(永吉委員)

私もこの4月に教育委員会に来たところで、障害というところ詳細が、わかっているわけではないんですけども。今、中西委員から言われたことを含めて、現場での関係の情報提供をする機会は、そういうことがあれば今後も設けていきたいと思っておりますし、何ができるかわからないけれど、子どもたちのためになることについては、努力していきたいなと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(田村副会長)

お力強いご発言、有難うございます。今後ともお願い致します。そしたら続いて専門会議3の住宅改造について、お願いします。

(手嶋)

資料、P23 になります。

重度の身体障害者向けの住宅改造の助成制度というものがあります。

これは身体障害者手帳の1、2級をお持ちの方を対象とした最低限度のバリアフリーの工事にかかる経費を助成をしますという制度で、ずいぶん長いこと制度としてあったんですけども。そんな中で東大阪市は知的障害者の方が対象となっております。一方で強度行動障害の方が地域で安心して生活していく上ですね、そういった方に必要な工事、住宅の改修というものがあるということが協議会の中でも取り上げられまして、制度拡充にむけた検討を行ってきたところです。

専門会議を開催しまして出た意見を少し紹介しますと、例えば療育手帳をお持ちの方、これが知的障害の方ということになりますが、手帳の所持だけに限らず、例えば強度行動障害、これは行動障害の点数みたいなもので客観的に表されたりしますので、そういったところで少し柔軟な認定ができないかどうか、あるいは難病の方というのも対象にできないかというご意見もありました。

基本的には在宅での住宅改修が対象なんですけれども、昨今 GH で生活をされる方が沢山増えておりますので、GH も対象にすることができないか。

また、世帯に1回きりの利用という制限があったわけですが、知的障害の方をもし対象とする場合、発達段階での複数回の工事が必要になるケースも出てくるのではないかと、そのあたり、制度の見直しができないかというご意見もありました。

一方で補助事業ということになりますし、市の単費の事業ということもありましてこの改正にあたりましては、財政当局との協議が必要になってまいります。現在、いただいたご意見をもとにですね、要綱の改正案を作成しておりますところですが、財政との協議を進めていく中でできる限り、協議会でいただいたご意見に沿った形で制度改正が進められればと考えております。以上です。

(田村副会長)

有難うございます。そしたらこれについては、より一歩前にいくということで具体的になったら皆さんにご報告してもらいたいと思います。続きまして就労の関係で事務局から、次の専門会議に向けてです。

(小山)

資料 24 ページになります。参加機関は行政を始め基幹相談、委託相談、教育機関、障害児者の事業所等となっています。本年 1 月 20 日と 6 月 23 日に実施しました。

就労に関する部会は平成 28 年度に休会しこの間支援機関等から様々な課題を指摘する声を頂きながらも課題を整理できていませんでした。そこで昨年度障害者の就労について拡大事務局会議という形で一度整理しようということになりまして、行われました。

その時挙げられた課題については次の通りで、皆様に認知していただくためにお伝えさせて頂きます。

一般就労できそうだけでも、就労継続支援等に流れている方がいるという声がありました。放課後等デイサービスからつながる就労継続支援 B 型や生活介護を安易に選択する傾向が顕著である。

親もいきなり就職より様々な経験をさせたいという考えをお持ちの方が実は多い。

大阪市の近隣市は、軒並み就労移行支援事業所が減少しているんですけども、東大阪市では特に減少が顕著である。

就労継続支援 B 型の利用者の多くは、実は一般就労を目指していないのではないかと。

GH の事業者も親同様一般就労を促さず、ストップをかける傾向がある。

そもそも障害者雇用に関する啓発、認知度不足が問題である。

就労継続支援 A 型から一般就労へつなぐ関係機関の連携ができていない。

計画相談の利用率が非常に低く、本人の能力について適切なアセスメントが行なわれていない。

就職活動でつまづき、発達障害に気づく方が最近増えている。障害サービスへの繋ぎを考える必要があるのではないかとご意見いただきました。

今後の取り組みについては就労の専門会議を正式に立ち上げ、主に相談機関や当事者から上がってくる個別事例のうち、地域に共通する問題について、地域課題として設定をさせて頂いて既存の制度の枠組内で関係機関が連携して取り組むことで解決を目指してまいりたいと思っております。

先ほど市長からも話があったように障害者の就労に力を入れていくというお話がありましたので、中でも最近の傾向として障害者の就労に関し、安易な就労継続支援 B 型・生活介護・就労継続支援 A 型を選択する流れがありますのでその流れをストップさせるための仕組み作りについてこの場でお知恵をお借りたいと考えております。そのためには、本人・

親だけでなく関係機関すべての方への効果的な意識改革が必要と考えています。よろしくをお願いします。

(田村副会長)

ありがとうございます。

流れをストップするというのは、「安易な」流れをストップするということですね。就労継続支援 A 型に行くことをストップするわけではないですよ。このあたりについては以前就労部会があった頃から活動されているアミュー岩崎氏より次の専門会議に対する想いをお願いいたします。

(アミュー岩崎氏)

アミューの岩崎です。東大阪市就労支援ネットワーク連絡会の代表をアミューの林がさせて頂いているんですが今日来れなくなりましたので、以前の就労部会から参加させていただいています岩崎よりお話をさせていただきます。

この課題についてというところで、平成 28 年度に就労部会がなくなった時に「なぜなくなるのか」と切実な思いがあって、ここで東大阪市一丸となってやっていかないと難しくなる、社会資源、就労移行がなくなっていくということをずっと訴え続けて、またこうやって皆様のお力を借りることができることありがたく思っております。

課題の通り東大阪市の就労移行支援事業所が減って行って、B 型がどんどん増えていきます。実際に、東大阪市、大阪府が出している、先ほどお話があった就労実績率というところでは、うちが平成 30 年度からめっちゃめっちゃ頑張っていて、1 年間で 20 人定員のところ 3 人就職できたところ 4 人になって、去年度は 9 人、やっと 4 割 5 割かということまでやってきました。めっちゃめっちゃ頑張っています。市内の就労移行支援事業所がどれくらいの事業所さんですかね、ちゃんと実績を出しているのか、B 型・A 型の実績がどれくらい出てるのか、定着率がどんなんかというのがアンケート必ず出されているはずなので東大阪市内でそれをしっかり見ていけたらと思います。

この課題であがっているところはまとめて伝えるとアセスメントやと思います。本当にその方が一般就労目指せる能力があるのに B 型にずっといるんじゃないか、という評価の取り方も、うちでは「B 型行きたいんです、評価取ってください」という人はお断わりしています。必ず評価をさせていただき一般就労目指せる方は話し合ってお力をお貸しくださいという

ことで話しさせてもらったりしています。

アセスメントの課題というところは自立支援協議会でやっていけたらと思っております。手短なので以上でお願いします。

(田村副会長)

委員の皆様で就労について、こういう取り組みはどうか、こういうことに取り組んでほしい等ご意見ございますか？よろしいですか？

(中西委員)

すみません、書いていたのでお伝えしておきます。

放課後等デイサービスから就労系の支援につながるということが非常に多くなってきている理由としまして、それが元々放課後等デイサービスの売り、言い方悪いですけども売り。「うちの放課後等デイサービス来てくれたら就労につながりますよ、生活介護につながりますよ」と一般就労をまず除外したような進路の決め方をして、そこに通って学校の進路よりそっちを優先して行くという形がすごく多くなっていると思いますので、何か情報提供できることあると思いますのでお手伝いします。以上です。

(田村副会長)

正しい情報をきっちり伝えていくことが大事な、それが自立支援協議会の仕事だと思います。今後専門会議ができると皆様に報告していきたいと思います。

先ほど運営委員会のところでありましたように、専門会議の課題については住宅改修もそうですけども、必ず PDCA を事務局運営委員会でやりながら皆さんに返していくというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

(坂田委員)

ちよとよろしいですか？たまがわ高等支援学校の坂田です。先日 J-WAT さんの運営会議でも発言させていただいたのですが、教育の責任がすごく大きくあると思うんです。教育の段階で自分達の子どもの進路をどう見据えていくかということが不十分であって、例えば中学校がこれからの進路を選ぶ、高校選ぶのか、支援学校高等部に行くのか、たまがわ高等支援にするのか、このあたりの選択もかなりゆるゆるなんです。でそのことが高

校に入ったあと苦労する。たまがわ高等支援に来た後苦労する。何が言いたいかというと、ちゃんとした進路の選択ができてないんです。ちゃんとした進路選択ができていたら、その行った先で、学校で必ず「将来的にこういう進路をやっていきましょう」という丁寧な指導やアドバイスを受けられるはずなのに、そのアドバイスを受けられないまま成人したり、いろいろな事業所に行かれた。ノウハウがないまま、何もわからないまま事業所に行って言われるがまま進路を選ぶ。その結果がおそらくこういう安易な流れになってしまうところに結びついている。教育の段階から見直す必要があると思っています。

(田村副会長)

ありがとうございます。坂田委員の話は前の J-WAT の会議の話後から聞いたんですけども、非常に心にしみる話で、もっと低学年といえますか、中学生の頃からそのこどもの強み・特性、先ほど岩崎氏はアセスメントとおっしゃいましたが、それを作っていく、その中でその子に選択肢を与えて自己決定をしていく仕組みが自立支援協議会で作られたらいいかと思います。今後とも専門会議進めてまいりたいと思います。

地域移行に行かないと。お待たせしました。今から DVD で、画像で見させていただきます。

【DVD 放映(ナレーションの内容)】

入所施設を出て地域で自立して生活することを目指している 1 人の知的障害者がパンジーに来ました。CY さん 42 歳。この日は CY さんの自立への挑戦が始まった最初の日です。初めての場・初めて出会う人に戸惑う CY さん。不安感を少しでも和らげるためにみんなと少し離れた場所に席を用意しました。いつも支援している砂川センターの職員にも来てもらいました。また、パンジーの支援担当を 1 人決めて対応しました。

新しい環境。初めて出会う人達。知的障害のある方は不安感を覚えます。それを少しでも和らげるため砂川センターでしている同じ作業をしてもらうことにしました。

作業を始めて 10 分。初めて CY さんに笑顔が見えました。

パンジーでは食事を自分で取りに行きます。CY さんにもパンジーの人達と同じようにしてもらいました。食べる時も担当職員が一緒です。午後 1 時。第 1 回目の体験は終わりました。最初の体験から 2 か月後、CY さんが 2 回目の体験にパンジーを訪れました。

今回はパンジーで普段している作業にとりくんでもらいます。支援する北田は CY さんが自分で始めるまで待ちます。昼食後 CY さんは担当職員をどこかに連れて行こうとしていま

す。パンジーでは昼食後に買い物や外に出かける人が多くいます。それを見て自分も行きたいと思ったのです。担当職員がCYさんを連れて行ったのは近所のコンビニエンスストアです。砂川センターにいる時はこんな機会はありません。何をかうか、真剣に選んでいます。CYさんが選んだのはコーヒーとチョコレートでした。

午後、作業が始まってすぐ、CYさんは担当職員に何かを訴えています。砂川はまだです。」前回の体験では昼に帰っていたので帰る時間と思ったのでしょうか。

CYさんはコンビニエンスストアの方へ向かって歩き出しました。その後も周りにいる人達への訴えがとまりませんでした。これ以上体験を続けてもちがみさんの気持ちが変わることはないと判断しました。この日はスケジュールを1時間早めました。そして、CYさんも砂川センターへ帰ることにしました。

3回目の体験が始まりました。まず最初にしたのは1日の予定の確認です。

普段砂川センターで使っているのと同じようなスケジュール表を用意しました。

この日の予定では昼食の後にコンビニエンスストアに行くことになっています。なかなか作業に取り掛かりません。突然外に向かって走り出しました。コンビニエンスストアに行きたいと担当職員に訴えます。担当職員を試していたみたいです。昼食後、CYさんは北田と一緒にコンビニエンスストアに向かいました。想いがかないました。CYさんはパンジーの活動が終わる午後4時まで過ごすことができました。しかし、この日は砂川センターには帰りません。向かったのは東大阪にある集合住宅です。入所施設を出て地域で暮らすためには乗り越えなければならない体験があります。この日はその体験をしてもらいます。この部屋はCYさんが地域移行した時に暮らすために準備されました。どんなところに住むのか、ひとつひとつ見て回ります。初めての場所、落ち着きません。大きな声が出ます。

同じ集合住宅で暮らす人から苦情が入りました。集合住宅で泊ることは難しいと判断しCYさんはパンジーに帰ることにしました。突然環境が代わってなかなか落ち着きません。眠りについたのは午前0時過ぎでした。翌日の朝、パンジーで活動している人達がやってきました。それを出迎えます。安心できる場所、安心できる人だと感じ始めたようです。

CYさんが4回目の体験にやってきました。第1回体験に比べ表情が穏やかになりました。

笑顔が多くなりました。支援する担当職員にもCYさんから声をかけてきます。

いよいよ本格的な宿泊体験が始まります。この日CYさんが泊るのはパンジー2階にある

ショートステイの部屋です。初めての場所、それでも緊張はしていません。寝室も見に行きます。夕食は砂川センターの職員も一緒です。夕食が終わるとお風呂。支援する担当職員も一緒に入ります。入浴後はゆったりと過ごします。この日は 10 時には眠りました。

翌朝 7 時。新しい環境にパニックを起こすこともなく落ち着いています。

表情が豊かになりました。支援する担当職員との関係を楽しんでいるようです。4 回の体験を通して CY さんが地域で自立して暮らす可能性がみえてきたように思います。

(ナレーション終了)

(田村副会長)

ありがとうございました。西野氏から補足あればお願いします。

(地域生活移行プロジェクト西野氏)

体験としては昨年の 6 月から始めまして、現在で 8 回目の体験が終わっています。最初はグループホームでの地域生活の移行を考えていましたが、映像で合った通り大きい声が出たりする中での集合住宅での暮らしや CY さん自身が一緒に暮らした方にこだわりが出てしまうということで複数の方と暮らすグループホームという形態は難しいのではないかということで一人暮らしを模索してきました。住宅等見つけるのは一定苦労してきましたんですが映像にありました通り住宅の方が見つかりまして大阪府の補助金で住宅改修、防音などの改修をして住める状態にしての体験を今回しました。始め表情険しかったが 2 時間ほど経つ中で表情柔らかくなって今回の体験は笑顔もみられてうまくいっているなと思っています。今後引き続き体験の頻度を狭めていき 1 回の体験の頻度も長めにとっていきながら、外出活動の体験も盛り込みながら 9 月に向けて地域生活が実現できるよう支援を継続しているところです。

(田村副会長)

ありがとうございます。映像で見ていただいたので一目瞭然です。今これはパンジーさんが総力挙げて行っているんです。今後在宅地域で支えていくとなると、地域でどんな支援者がいるのかということがあります。このあたり居宅支援で西川委員来られているので、実際現場でですね、在宅の支援の中で強度行動障害の方々への支援で困りごと等ございますか？

(西川委員)

私もプロジェクト会議参加させてもらっていますが、入所施設から出て地域で自立生活ができるということは素晴らしいことだと思います。その反面高齢者の、先ほど田村副会長が言っておられたように、高齢、70～80代 90に近い親御さんと50～60代の重度知的障害のお子さん、二人きりで生活されている家庭たくさんいらっしゃいます。そういうご家庭でもし親に何かあれば一時的にはロングショートという形でショートステイで預かってもらえるでしょうがその後グループホーム、先ほどの映像であったように、グループホームで難しい方は市外や府外の入所施設に入られるケースがすごく多いです。

そういうのをひとつでもなくすために人材育成、連携等、行政の方と連携をして組織づくりが必要だと思います。場所でなく人だと思っています。CYさんにとって担当職員さんがすごく重要であって、最初はグループホームですごく大きな声が出ていましたが、関係ができた後も1人暮らしの時も落ち着いておられたっていうので。重度知的の方には人っていうのがすごく大事だと思っています。以上です。

(田村副会長)

ありがとうございました。全体を通して、何かこれだけは言っておきたい等ございますか？会議の運営にご協力いただきありがとうございます。そしたら、なければですね、いつもはここで最後に新崎会長から一言となるんですが、今日はおられませんので、立花福会長からよろしく願いいたします。

(立花副会長)

どうも、おつかれさまでした。2時間にわたる会議でございました。今日は、様々なテーマについて発表もいただいて。

教育と福祉の連携とかですね、それから相談支援の話、そして当事者の方の話等々ですね。行政としてですね。行政として計画を立てて推し進めていく訳ですけども、その計画を実際現場で進めていくことの大変さみたいなものをですね今日は最後のDVDで見させていただきました。まさしく障害政策というのは人なんだなということを改めて実感し、それに対する行政として何ができるのかということをしかりと考えていかないと、いわゆる言っただけ作っただけでなくなってしまっただけではいけないことだと思いますので、

今日の冒頭の市長の方からも就労支援のこととか医療のこととかとうそういう大事な問題

の提起をいただきましたし、

そう意味では自立支援協議会で皆さんのこの活躍ぶりまた、課題、問題提供の話を聞かせていただきました。行政としてもしっかりと取り組んでいかないといけないなと改めて再認識をいたしました。常日頃から皆様が懸命に頑張っているおかげで、東大阪市の障がい者へのサービスというのが少しずつではありますが向上しているかなという実感をしておりますし、それだけでは、不足している部分もたくさんあるかと思えます。また、こういう機会を通して担当の方に貴重な意見を言うていただければ、私たちもしっかりそれについて取り組んでいきたいなと考えておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

(田村副会長)

はい、ありがとうございました。皆さんね、また努力して生きづらくないこの社会を作っていくためによろしく願いいたします。それでは、事務局に返します。

(事務局障害政策推進課)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして令和5年度 第1回 東大阪市自立支援協議会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、ご参加いただき誠にありがとうございました。